

本居文庫所蔵『国造本紀之考』について

鈴木正信

はじめに

筆者は以前、『先代旧事本紀』卷十「国造本紀」(以下『国造本紀』)の研究史を概観し、本居宣長(一七三〇—一八〇二)の研究をその先駆と位置づけた。^①江戸時代は『先代旧事本紀』を偽書とする見方が主流であったが、宣長は『古事記伝』^②の中で『国造本紀』には独自の内容が伝えられていると述べ、その史料性を高く評価した。^③しかし、先稿では『国造本紀』の原資料に関する記述に焦点を当てたため、宣長が『先代旧事本紀』の中でも『国造本紀』のいかなる点に関心を持っていたのかについては、詳しく言及することがかなわなかった。そこで本稿では、宣長が著した『国造本紀之考』という書物を取り上げたい。はじめに本文を掲出し、つづけて上記の点について考察を行うこととする。

一 翻刻『国造本紀之考』

国造本紀之考

吉備大伯国造

和名抄に大邑郡あり。

神祝命七世孫佐紀足尼と見ゆ。

備中県国造

和名抄に後月郡県主(安加多)郷あり。

神祝命十世孫明石彦と見ゆ。

長門阿武国造

和名抄に阿武郡あり。

神祝命十世孫味波々命と見ゆ。

○此味波々命と次に挙る姓氏録なる味耳尊と縁なきや考ふべし。

伊予久味国造 和名抄に久米郡あり。是ならむか。

神祝尊十三世孫伊与主命と見ゆ。

○姓氏録に久米直高御魂命八世孫味耳命之後也と見ゆ。久味国造もし久米国造の混なるべくは、神祝命即

神魂命にて、大伴氏の同祖たるべきにや。

肥後天草国造 和名抄に天草（安万久佐）郡あり。

神祝命十三世孫建嶋松命と見ゆ。

○神祝てふ事の例は、神代紀に時中臣遠祖天児屋命、即以神祝祝之と見え、また神功紀の御歌に、少御神之豊祝々廻シ神祝々狂シ来シ御酒ゾとあるなども考へ合すべくなん。

素賀国造

○素賀の訓、分り難し。此国造遠江の次、駿河の前にありて、駿河国造と同く物部氏也。猶スルガと読べきにや。

常陸筑波国造 和名抄に月波（都木波）郡あり。

忍凝見命孫阿閉色命と見ゆ。

○此神名も分り難し。

常陸久目国造

○此郡名、和名抄になし。国造ハ物部氏也。

相模師長国造 和名抄に余綾郡磯長郷あり。

上総須志国造 和名抄に周淮郡あり。

○姓氏録に末使主天彦根命子彦稻勝命之後也と見ゆ是也。

上総馬来田国造 和名抄に望多（末宇多）郡ありて、書紀廿八に大伴連馬来田てふ人名を、同廿九に望多と

有り。是望多即馬来田たる証なり。

○天津日子根命の後なる事、記と合り。

道奥菊多国造 和名抄に菊多郡あり。

道尻岐閉国造 和名抄に足立郡安岐郷あり。此安岐と岐閉と同じ。縁は次に取統ていふべし。

○天津日子根命の後なる事、記と合り。

陸奥石背国造 和名抄に磐瀬郡あり。

陸奥石城国造 和名抄に磐城郡あり。

以上七国、並二建許呂命と見ゆ。皆天津日子根命の後たるべし。

○此七国と合て一段とす。

陸奥染羽国造

○此郡名、和名抄になし。

阿岐国造同祖、十世孫足彦命と見ゆ。

○下に此を二段とす。

陸奥信夫国造 和名抄に信夫郡あり。

阿支国造同祖、久志伊宇命孫久麻直と見ゆ。

○下に此を三段とす。

陸奥白河国造 和名抄に白河（之良加波）郡あり。

天田都彦命由の誤なるべし十一世塩伊乃巳自直と見ゆ。

○下に此を四段とす。

陸奥伊久国造

和名抄に伊具郡あり。

阿岐国造同祖、十世孫豊嶋命と見ゆ。

○下に此を五段とす。

陸奥阿尺国造

和名抄に安積郡あり。

阿岐閉国造同祖、天湯津彦十世孫比止祢命と見ゆ。

○下に此を六段とす。

陸奥思国造

○郡名未考得ず。

阿岐閉国造同祖、志久麻彦と見ゆ。

○下に此を七段とす。

佐渡国造

阿支国造同祖、久志伊麻命四世孫大荒木直と見ゆ。

○下に此を八段とす。

安岐国造

天湯津彦命五世孫絶速玉命と見ゆ。

○天神本紀に天湯津彦命、安芸国造等祖と見ゆ是也。

○下に此を九段とす。

波久岐国造

○郡名、和名抄になし。阿岐の後、周防の前にあり。

阿岐国造同祖、金波佐彦孫豊玉根命と見ゆ。

○下に此を十段とす。

伊予怒麻国造 和名抄に野間郡あり。

阿岐国造同祖、鮑速玉命三世孫若弥尾命と見ゆ。

○下に此を十一段とす。

右等の外に、

凡河内国造 彦己曾保理命と見ゆ。

山城国造 阿多根命と見ゆ。

○以上二国、天津日子根命の後なる事、二典に著し。

常陸茨城国造

○此も天津彦根命の後なる事、姓氏録及常陸風土記に見ゆ。

周防国造 加米乃意美と見ゆ。

○此を茨城同祖とありて且記にも天津日子根命の後とせり。

○天津日子根命の後と覚ゆる国々を、其に取続て言ふ。まつ、上件第一段に挙ぐる相模ノ師長より陸奥ノ石城までハ、並二建許呂命とあれハ、其七国ハ同祖也。次に、第二段なる陸奥ノ染羽より第十一段なる伊与ノ怒麻までハ、多く阿岐閉また阿岐また岐閉などあるを合せ按ふに、何レも同祖にて其言ノ本ハ安芸国より出たるものと覚ゆぞ。其由ハ、記伝の阿岐国多祁理宮ノ段の説に、阿岐は山陽道の安芸国也と有りて、名義山城国相良郡の和伎ハ、崇神紀によらハ、和君也。〔武埴安彦ノ段に見ゆ。〕若くハ我君歟。安芸国安芸郡安芸郷より出たる国名なるべしとある□□。まつ、阿岐ハ我君なる事を知るべし。次に、阿岐閉と云ふハ、景行紀に国思ます大御歌に和芸幣能伽多由とある是也。然るを此ハ我家の約也とあるハ、即心得そ。其ハ紀によりて天皇の大御歌と見なハ、実に我家たるべけれども、己の心にハ和芸閉ハ我君家〔或我君辺。〕たるべく

覚ゆれハ、紀の伝ハ決く謬にて、其ハ記に倭建命の御歌とあるを正伝と定て、阿岐閉の意をも知るべし。次に、岐閉とのみ云るをも、上ノ条々によりて按へハ、則君家なるを知るべし。されハ阿岐閉を岐閉と云ふハ、発語の阿を除たる例とハ異にて、道尻岐閉と云ふも、もと安芸国より縁ありて陸奥国安達郡の郷名安岐の地に移し号けし名なるを、元来首をも尾をも省きて云ふ言なれば、記及国造本紀にも阿を省て岐閉と伝へし也けし。如此見る時ハ、阿岐及陸奥ノ白河、同ク阿尺などに見えたる天湯津彦命、即天津彦根命の亦名たるべき事も自明らけし。へユツハ五百都と同言なるによりて按ふに、天津日子根命ハ御鬘に纏せる五百都御統の玉より生坐しなれば、天湯津彦命と申奉む事縁あるべし。さて、上件々のうち第二段に挙ぐる足彦命ハ一国の祖也。次に、第三段に挙ぐる久志伊宇命と、第八段に挙ぐる久志伊麻命とハ、何れか一方ハ誤にて、同神たるべく覚れハ、此ハ二国の祖也けり。次に、第四段に挙ぐる天田都彦命ハ、由都の誤たるべく覚ると、第六段及第九段に挙ぐる天湯津彦命とハ疑なく、同神と覚れハ、此ハ三国の祖なるを、また因に按ふに、彼第九段なる天湯津彦命ノ五世孫絶速玉命と第十一段に挙ぐる匏速玉命とも何れか一方ハ誤にて、同神たるべく覚れハ、都ては四国同祖なり。次に、第五段に挙ぐる豊嶋命ハ一国の祖也。次に、第七段に挙ぐる志久麻彦も一国の祖也。次に、第十段に挙ぐる金波佐彦孫豊玉根命も一国の祖也。されと其氏々悉く天湯津彦命の後たる阿岐・阿岐閉・岐閉三部の内に係出れハ、凡てハ同祖たる事決きかりけり。

美作国造

○所見なし。

穴門国造

桜井^甲○部連同祖、迹伎都美命四世孫連都鳥命と見ゆ。

○応神紀に桜井田部連男祖と云人見え、姓氏録にも田部宿禰、神魂命五世孫天日鷲命之後也と見ゆ。また、同書に弓削宿禰、出_下自_下天押根命洗御手水中化生神迹伎都麻_上なども見えたり。此は異氏なれども、

迹伎都美と迹伎都麻と言の似たる因に記しつる。之よく按フべし。

淡路国造

神皇産靈尊九世孫矢口足尼と見ゆ。

○此氏人考ふべし。

粟国造

高皇産靈尊九世孫千波足尼と見ゆ。

○同上。蓋神代紀及拾遺等によれば、天日鷲命ならむ歟。

土佐波多国造 和名抄に幡多（波多）郡あり。

天韓襲命依二神教一云々と見ゆ。

○此神名未考得ず。

伊吉嶋造

新羅海辺人天津水凝後と見ゆ。

○姓氏録に壹岐直天兒屋根命九世孫雷大臣之後とありて、応神紀に壹岐直真根子といふ人見ゆ。

津嶋県直

高魂尊五世孫建弥已々命と見ゆ。

○姓氏録に津島朝臣、速魂命三世孫天兒屋根命之後也とありて、光仁紀に栗原勝子公言に子公等先祖云々。賀郡臣、神功皇后御世、使百濟一、便娶彼土女一、生一男一、名曰日本大臣。遙尋本系一、婦聖朝云々とあり。是壹岐・津島二国ノ直の祖なりや。もしさもあれハ、伊吉天津水凝後即津島ノ建弥已々同人ならむも亦知べからず。

葛津立国造

和名抄に対馬下県郡久須郷あり。是ならむ歟。

紀直同祖、大名草彦命児若彦命と見ゆ。

二 概要と底本

『国造本紀之考』は、東京大学国文学研究室本居文庫の所蔵であり、マイクロ資料が国文学研究資料館や早稲田大学図書館などに所蔵されている。本居文庫は、宣長の養子である大平（一七五六～一八三三）の系統に伝来した資料（宣長の自筆資料、大平・内遠・豊頼の資料、門人の資料など）が、本居家から南葵文庫などを経て、東京大学国文学研究室に入ったものである。そうした伝来の経緯からか、『国造本紀之考』はこれまで刊行された『本居宣長全集』には所収されていない。

写本、一冊。縦約二五cm、幅約一七cm。計七丁。外題に「国造本紀考」、内題に「国造本紀之考」とある。第一丁オモテに「本居文庫」の印、第七丁オモテに「東京大学」の印が押されている。奥書などは付されておらず、成立年は未詳であるが、宣長が宝暦二年（一七五二）以降に購入した書籍を記載する『宝暦二年以後購求謄写書籍』⁷⁾宝暦六年（一七五六）条には「七月 一、旧事記 一、古事記 十匁二分」とあり、宣長はこの年に『先代旧事本紀』を購入していることから、少なくともこれ以降の成立と見られる。

なお、宣長が購入したこの『先代旧事本紀』⁸⁾は、寛永二十一年（一六四四）に開板された版本（以下、寛永板本）である。現在は本居宣長記念館に所蔵され、国指定重要文化財となっている。十巻、五冊。袋綴。濃紺表紙。縦二七・五cm、横一九・五cm。第一冊四十五丁、第二冊四十二丁、第三冊六十三丁、第四冊七十五丁、第五冊四十九丁。外題（題簽）に「旧事本紀（巻数）」、柱刻に「旧事紀（巻数）（丁数）」とある。「鈴屋之印」が押されている。⁹⁾江戸時代前期～中期に活躍した神道家の大山為起（一六五一～一七一三）の旧蔵本であり、それがのちに松尾大社社司の山田氏の所蔵となり、そこから市中へ流出したものを京都にて宣長が購入したと見られる。¹⁰⁾ 識語

(宣長自筆)には「宝曆十四年正月、以_二度会延佳本_一校合之」とあることから、宣長は寛永版本を底本とし、宝曆十四年(一七六四)に「度会延佳本」(『鼈頭旧事紀』^②)と校合を行い、そのテキストをもとに考証を行ったことが分かる。

三 校訂

『国造本紀之考』の特徴について、まず校訂に関する点を確認したい。『国造本紀之考』では、文字の異同がある場合は、底本とした寛永版本の文字を基本的に採用している。たとえば、吉備大伯国造条に見える「神祝命」は、寛永版本は「神祝命」に作るのに対し、『鼈頭旧事紀』では「神魂命」に作っているが、『国造本紀之考』では寛永版本の「神祝命」をそのまま採用している。同様の例は多く見られる。逆に、陸奥白河国造条に「天田都彦命十一世」とあり、この箇所は文意によれば「十一世孫」に作るべきところであるが、寛永版本は「孫」を脱しており(『鼈頭旧事紀』も同じ)、これを踏襲して『国造本紀之考』でも「孫」を記していない。これらの点からすると、宣長は寛永版本の文字のままで文意が通じる場合には、文字を訂正したり、補ったりすることなく、原則として寛永版本の文字を尊重したものと思われる。

ただし、この原則に当てはまらない例がいくつか存在する。それらは、以下の①から④に分類される(紙幅の都合上、それぞれ一例のみ挙げておく)。

①『鼈頭旧事紀』の文字を採用している場合。

陸奥伊久国造条に「阿岐国造」とある。この箇所は、寛永版本は「阿波国造」に作るのに対し、『鼈頭旧事紀』は「阿岐国造」に作る。

②寛永版本の文字を採用しているが、『鼈頭旧事紀』の文字を注記している場合。

上総須志国造条では、国造名を「須志国造」とし、「志」の右傍に「恵イ」と記している。この箇所は、寛永版本は「須志国造」に作るのに対し、『鼈頭旧事紀』は「須恵国造」に作る。

③寛永版本・『鼈頭旧事紀』にはない文字を、文意を勘案して補っている場合。

陸奥染羽国造条に「阿岐国造同祖」とある。この箇所は、寛永版本・『鼈頭旧事紀』には「阿岐国造祖」とある。

④寛永版本・『鼈頭旧事紀』の文字を、文意を勘案して改めている場合。

「道尻岐閉国造」とあるが、この箇所を寛永版本は「道江岐閉国造」に作り、『鼈頭旧事紀』では「道口岐閉国造」に作る。後統して「天津日子根命の後なる事、記と合あり」とあるように、『古事記』神代上が「道尻岐閉国造」に作ることを参照して、この表記にしたがったようである。

これらはいずれも、宣長が『鼈頭旧事紀』との比較にもとづいて考証を加えた箇所と見ることができる。

四 国造の始祖と同祖関係

『国造本紀之考』では、先行する『鼈頭旧事紀』のように『国造本紀』所載の全ての国造に注釈を加えるのではなく、計三七の国造をピックアップして考証を行っている。これらは『古事記』や『日本書紀』に見える国造を順に取り上げるなどしたわけではなく、いかなる基準で選択されたのかは不明である。その掲載順に関しては、地域や同祖関係（後述）によるおおかままとまりは見出せるものの、必ずしも『国造本紀』の配列にしたがってはいない。おそらく、宣長が関心を持った国造を適宜取り上げたものと思われる。

考察対象は、国造の始祖や国造間と同祖関係に限定されている。たとえば、『国造本紀』¹³大伯国造条には「軽嶋豊明朝御世、神魂命七世孫佐紀足尼、定賜国造」とあるのに対し、『国造本紀之考』吉備大伯国造条には「神

祝命七世孫佐紀足尼と見ゆ」とある。この箇所では、『国造本紀』の「輕嶋豊明朝御世」と「定賜国造」の部分を捨象し、「神魂命七世孫佐紀足尼」の部分だけを取り上げている。

また、吉備大伯国造条に続けて、備中県国造条、長門阿武国造条、伊予久味国造条、肥後天草国造条を取り上げている。これらはいずれも神祝命（神祝尊）の後裔を称する国造であり、同祖関係によってまとめられている。

同様に、相模師長国造条から周防国造条までは、天津彦根命（天津日子根命）および建許呂命の後裔を称する国造、もしくは阿岐国造（阿支国造）と同祖とされる国造をまとめて掲出しており、相模師長国造から陸奥石城国造までの七国造を「七国と合て一段とす」、陸奥染羽国造を「下に此を二段とす」というように、計十一段（一のグループ）に分類した上で、後段で詳しく論じている。

考証の過程では、『古事記』・『日本書紀』・『新撰姓氏録』・『風土記』・『古語拾遺』との比較を行っている。たとえば、上総馬来田国造条には「天津日子根命の後なる事、記と合り」とある。これは、『古事記』神代上に「次天津日子根命者（凡川内国造・額田部湯坐連・茨木国造・倭田中直・山代国造・馬来田国造・道尻岐閉国造・周芳国造・倭淹知造・高市県主・蒲生稻寸・三枝部造等之祖也）」とあり、この記事に合致していることを述べている。

一方、前述したように、宣長は『国造本紀』の条文の中でも、国造の始祖や国造間と同祖関係に関心があり、国造の設置時期や「定賜国造」の文言を考察対象から外しているが、そのために誤解が生じている箇所が見受けられる。それは以下の二点である。

・土佐波多国造条には「天韓襲命依神教云々と見ゆ」とある。この箇所は、『国造本紀』波多国造条には「瑞籬朝御世、天韓襲命依神教云、定賜国造」とあり、「瑞籬朝御世に、天韓襲命を神の教へて云ふに依りて国造に定め賜ふ」と読むのが妥当である。しかし、宣長は「定賜国造」を考察対象から外したために、「云

を「云々」の意味に誤解したか、あるいは「云」の文字まで引用すべきであるにもかかわらず、以下を「云々」として省略してしまっている。

・伊吉嶋造条には「新羅海辺人天津水凝後と見ゆ」とある。この箇所は、『国造本紀』伊吉嶋造条では「磐余玉穂朝、伐石井従者新羅海辺人^一、天津水凝後上毛布直造」とあり、「磐余玉穂朝に、石井に従者^{したが}へる新羅の海辺の人を伐つ天津水凝の後の上毛布直を造とす」と読むのが妥当である。しかし、宣長は初代の国造に任命された人物に注目したために、「伐石井従者」の文言を考察対象から外してしまい、その結果として「新羅海辺人」がすなわち「天津水凝」であると誤解している。

もとより、こうした誤解は全体から見ればごくわずかである。宣長は『国造本紀』の記載内容を他書と比較した上で、その記述の信憑性を確認するという方法をとっており、その点では綿密な史料批判を行っていると言える。

五 国造の所在地と配列

宣長は、国造の所在地や配列に関しても検討を加えている。比定地の推定は、先行する『鼈頭旧事紀』ですで行われていた作業であり、それを踏襲して宣長の見解を示している。

たとえば、吉備大伯国造条では、国造名の下に「和名抄に大邑郡あり」とあるように、「和名類聚抄」を参照して所在地を確認している。「吉備大伯国造」や「長門阿武国造」のように、所在する国名を国造名に冠する場合もある。ただし、『国造本紀』の「吉備中県国造」を、『国造本紀之考』では「備中県国造」としている箇所もあり、令制以前の国名を冠するか、令制国名を冠するかは、統一がはかられているわけではない。

また、常陸久目国造条には「此郡名、和名抄になし」、陸奥奥国造条には「郡名未考得ず」、波久岐国造条には「郡名、和名抄になし」とあり、これらの国造に関しては所在地不明としている。このうち「常陸久目国造」・「陸奥国造」は、『国造本紀』には久自国造・奥国造とあり、前者は常陸国久慈郡¹⁵、後者は陸奥国志太郡志太郷を中心とする地域¹⁶に、それぞれ所在したと見られる。波久岐国造の所在地は確定しないが、周防国吉敷郡¹⁸などの説が出されている。

さらに、『国造本紀』素賀国造条には「檀原朝世、始定天下¹⁷時、従侍来人名美志印命、定賜国造」とあるが、『竈頭旧事紀』素賀国造条の頭注には「素賀国、未考」と記すのみであり、宣長以前は素賀国造の所在地は不明とされていた。それに対して、『国造本紀之考』素賀国造条には「素賀の訓、分り難し。此国造、遠江の次、駿河の前にありて、駿河国造と同一物部氏也。猶スルガと読べきにや」とある。つまり、宣長は『国造本紀』で素賀国造の次に珠流河国造が挙げられていることに着目し、山城国造と山背国造、无邪志国造と胸刺国造、加我国造と加宜国造の場合と同様に、素賀国造と珠流河国造も同名の国造が重複して掲出された可能性を指摘したのである。

もつとも、宣長は素賀国造に任命された氏族が、珠流河国造と同じく物部氏であると述べているが、その論拠は不明である。また、『国造本紀之考』から約一世紀の後、栗田寛が著した『国造本紀考』²¹素賀国造条には、

素賀ハ、今遠江国佐野郡に素賀村ありて、そかと唱ふと云り、是地なるへし。〔已〕前に、素賀ハ、すかとも訓へく、珠流河と音近ければ、山代・山背、无邪志・胸刺などの例にて、一国を二国に誤り書るならんと思ひしハ非なり。遠州一統志に、佐野郡曾我の川（略）あり。同郡の西掛川宿の口、大池川の川上に、曾我山といふあれハ、此川の事なりや。此辺を曾我庄といへりとあるハ由縁あり。〕

とある。ここで栗田は素賀国造と珠流河国造を重複とする見方を紹介するも、それを斥け、素賀国造の所在地は遠江国佐野郡曾我村を中心とする地域⁽²³⁾であったと論じており、現在はこちらの説が広く受け入れられている。

こうした宣長の考証には、現在の研究水準からすれば不十分な点も見受けられる。ただし、国造の所在地や配列の問題が重要であることは言うまでもない。

かつて高嶋弘志は、『国造本紀』における国造の配列は、基本的には『和名類聚抄』の国次に準拠しているが、畿内に所在する国造の配列には差異が見られるとし、「国造本紀」の畿内国次は少なくとも平安京遷都以前の国次にもとづく⁽²⁴⁾と推定した。筆者も以前、『国造本紀』における畿内の諸国造の配列が、天武十四年(六八五)に計一⁽²⁵⁾氏に対して忌寸姓を賜与した際の氏族の配列と合致していることや、房総半島に所在した諸国造の配列に、養老二年(七一八)に安房国が分立する以前の国次が反映していることなどから、『国造本紀』の配列が七世紀後半から八世紀前半頃にまでさかのぼる可能性を指摘した⁽²⁶⁾。

このように、国造の所在地や配列の問題は、『国造本紀』の成立・伝来過程や原資料の問題を考える上で不可欠である。これらの考証を深化させようとした宣長の姿勢は、高く評価することができる。

さらに、この点に関連して注目すべき指摘がある。それは、葛津立国造に関する記述である。この国造の所在地は、『鼈頭旧事紀』葛津立国造条の頭注に「今肥前国藤津郡」とあり、この説を踏襲して、現在も肥前国藤津郡とするのが一般的である。はたして『国造本紀』葛津立国造条によれば、葛津立国造の祖は若彦命とされているが、『肥前国風土記』藤津郡能美郷条⁽²⁷⁾には、若彦命(稚日子)が肥前国藤津郡の平定に活躍したことが伝えられている。また、『日本三代実録』貞観八年(八六六)七月十五日丁巳条には、肥前国藤津郡領として葛津貞津なる人物が見える。これらの記事からも、葛津立国造を肥前国藤津郡に所在した国造とする従来説は首肯できる。

ただし、『和名類聚抄』では西海道⁽²⁸⁾の諸国は、筑前国→筑後国→豊前国→豊後国→肥前国→日向国→大隅国→薩摩国→壱岐嶋→対馬嶋の順で掲載されている。これにしたがうならば、葛津立国造は肥前国に所在し

た松津国造・末羅国造と並んで置かれるはずであるが、『国造本紀』では西海道の末尾から二番目（津嶋直の次、多嶽嶋の前）に置かれている。これまでの研究では、その理由が十分に説明されてこなかった。

これに対して、『国造本紀之考』葛津立国造条には「和名抄に對馬下郡久須郷あり。是ならむ歟」とあり、宣長はその所在地を對馬国下郡郡（実際には同国上郡郡久須郷²⁷）と推定している。たしかに、葛津立国造の「葛」には「フジ」のほかに「クス」の読みがあり、それと字音が共通する「久須」を冠する地名が對馬国に存在することは留意される。また、「葛津立国造」の「立」の文字に関しては、『国造本紀』久比岐国造条に「大和直」とある箇所を、卜部兼永本など多くの写本が「大和立」に作っていることや、『粟鹿大明神元記』奥書に「神直氏」とあるべき箇所を「神立氏」に作る例があることから、「立」は「直」の誤記であり、「葛津国造」に任命された氏族の氏姓（ウジナナカバネ）である「葛津直」が、国造名の箇所に竄入したものと考えられる²⁸。

とするならば、葛津立国造は実際には肥前国藤津郡に所在した国造であったが、現『国造本紀』の編者（あるいは『国造本紀』の原資料の編者）は、「立」の文字が竄入した影響からか、その所在地を正確に把握することができず、對馬国上郡郡久須郷との関係から、これを對馬国に所在したものと判断して、津嶋直条の次に葛津立国造条を置いたのではなからうか。このように考えるならば、『国造本紀』葛津立国造条が『和名類聚抄』の国次とは異なった箇所に配列されている理由も、整合的に説明することができる。

ちなみに、葛津立国造のほかに『国造本紀』の配列が『和名類聚抄』と大きく異なっているのは、道口岐閉国造・那須国造・科野国造である。このうち、道口岐閉国造は常陸国多珂郡道口郷²⁹、那須国造は下野国那須郡、科野国造は信濃国小諸郡にそれぞれ所在したと見られるが、『国造本紀』では常陸国・下野国・信濃国の箇所ではなく、道口岐閉国造は陸奥国に所在した道奥菊多国造と阿尺国造の間（東山道の途中）に、那須国造と科野国造は陸奥国所在の諸国造の末尾に置かれた石城国造の後（東山道の後ろから三番目と二番目）に置かれている。

そこで注目されるのは、これらの国造名には、いずれも文字に異同が見られることである。すなわち、「道口

岐閉国造」については前述したとおり、寛永板本が「道江岐閉国造」、『古事記』神代上が「道尻岐閉国造」に作っている。「那須国造」については、伊勢系写本の影響を受けているとされる『鼈頭旧事記』が「須羽国造」に作っている。「科野国造」については、現存する全写本の祖本に当たるとされる卜部兼永本が「神野国造」に作っている。これらの異同を重視するならば、上記の三国造の配列が『和名類聚抄』と異なっているのは、これらの国造が『国造本紀』の原資料の段階では「道口岐閉国造」・「那須国造」・「科野国造」とは異なる表記がなされており、そのために現『国造本紀』の編者（あるいは『国造本紀』の原資料の編者）が国造名を正確に理解できなかったことに起因すると考えられる。

以上のように、「国造本紀」と『和名類聚抄』の配列が相違する箇所は、現『国造本紀』の編者（あるいは『国造本紀』の原資料の編者）の解釈によって、配列が意図的に変更された可能性がある。宣長は『国造本紀之考』でこの点に簡単に触れているだけであるが、その指摘は『国造本紀』の配列の問題を考える上で重要な示唆を与えてくれるものと言える。

結 語

本稿では、本居宣長が著した『国造本紀之考』を紹介し、その校訂と考証について概観した。宣長は、この書物の中で『国造本紀』から計三七の国造を取り上げ、国造の始祖や国造間の同祖関係、そして国造の所在地や配列などの点について、諸史料と比較しながら考証を行っている。現在から見れば、その内容には不十分な点もあるが、葛津立国造条のように、『国造本紀』の配列の問題を考える上で有益な指摘も含まれている。また、詳しくは言及できなかったが、天津彦根命（天津日子根命）・建許呂命を介した同祖関係に対する考証も、その同祖関係の中核を占める阿岐国造の存在形態や、東北地方の諸国造を考える際には、改めて参照する必要があるだろう。

『国造本紀』の研究史において、これまで『国造本紀之考』は等閑に付されてきた。しかし、その考証は先行する『鼈頭旧事紀』を補うものであり、後続する『国造本紀考』にも影響を与えている。『国造本紀』に掲出された全ての国造に対して詳細な注釈を施した『国造本紀考』を、本格的な『国造本紀』研究のはじまりと見なすならば、『国造本紀之考』はその先駆けとして位置づけることができる。

註

- (1) 拙稿「『国造本紀』研究の現状と課題」(工藤浩編『先代旧事本紀論』花鳥社、二〇一九年)。
- (2) 寛政十年(一七九八)成立。大野晋編集校訂『本居宣長全集』九、十二(筑摩書房、一九六八、七四年)所収。
- (3) 『古事記伝』一之巻に、「十の巻国造本紀と云物と、是等は何の書にも見え^なず、新に造れる説とも見えざれば、他に古書ありて取れる物なるべし」とあり、『同』二十九之巻にも「旧事紀なる国造本紀と云物に、国々の国造を挙たるにも、多く此御世(成務朝―筆者注)に定賜へる事を云り。此国造本紀、全くは信じがたき事もあれど、ひたぶるに由なき事とは見え^なず、抛^{よび}はありけむかし」とある。
- (4) 請求記号 本居一七・四三七・記一四五。東京大学国文学研究室編『東京大学国文学研究室所蔵 本居文庫目録』(雄松堂出版、一九九七年)。
- (5) 請求記号 四六一三七―三。
- (6) 請求記号 M〇一三六二 一―二〇二。
- (7) 大野晋・大久保正編集校訂『本居宣長全集』二〇(筑摩書房、一九七五年)所収。
- (8) 寛永二十一年(一六四四)に開板された刊本である。拙著「『国造本紀』の書誌学的検討」(『日本古代の氏族と系譜伝承』吉川弘文館、二〇一七年、初出二〇一三年)参照。なお、『先代旧事本紀』の諸本については、松本弘毅「『先代旧事本紀』の諸本研究をめぐる現状と課題」(工藤浩編『先代旧事本紀論』前掲)が詳細な整理を行っている。
- (9) 北岡四良・岡本勝・間宮忠夫編『本居宣長記念館善本目録』(松阪市教育委員会、一九七三年)。

- (10) 山田氏所蔵本を、享保六年(一七二二)に松岡玄達(一六六八—一七四六)が書写し、それをさらに元文四年(一七三九)に桂氏頼なる人物が書写したものが、現在、無窮会図書館に所蔵されている。
- (11) 岡部讓編『大山為起翁記念篇』(二一九九年)、西田長男「大山為起の学問——その校訂本『先代旧事本紀』を通じて——」(『朱』二四、一九八〇年)、同「大山為起」(『朱』二九、一九八五年)、千葉真也「本居宣長手沢本旧事記または大山為起校訂本旧事記について」(『朱』三六、一九九三年)。
- (12) 伊勢外宮の権禰宜を務めた度会延佳(一六一五—九〇)が、諸本を対校して『先代旧事本紀』の本文を校訂し、頭注を付したものである。延宝六年(一六七八)成立、元禄七年(一六九四)刊行。拙著『国造本紀』の書誌学的検討(前掲)参照。
- (13) 以下、『国造本紀』の引用文については、拙編「校訂 国造本紀」(篠川賢・大川原竜一・鈴木正信編『国造制の研究』八木書店、二〇一三年)による。
- (14) 「下に」とは「下段で言うところの」という意味と思われる。
- (15) 現在の茨城県常陸太田市・久慈郡一帯に比定される。
- (16) 現在の宮城県大崎市一帯に比定される。
- (17) 国造の所在地の比定は、佐伯有清・高嶋弘志編『国造・県主関係史料集』(近藤出版社、一九八二年)、拙編「国造関係史料集」(篠川賢ほか編『国造制の研究』前掲)などによる。以下同じ。
- (18) 現在の山形県山形市南部に比定される。
- (19) これらの諸国造は、かつては重複記載と見なされていたが(吉田晶「国造本紀における国造名」(『日本古代国家成立史論』東京大学出版会、一九七三年、初出一九七一年)など)、設置時期・始祖・系譜などが互いに異なっていることから、国造に任命される氏族(国造氏)を二氏ずつ掲載したものと考えられる(篠川賢「国造本紀」の再検討(『日本古代国造制の研究』吉川弘文館、一九九六年))。
- (20) 『国造本紀』珠流河国造条には「志賀高穴穗朝世、以物部連祖大新川命児片堅石命、定賜国造」とあり、『天孫本紀』にも「物部片堅石連公、駿河国造等祖」とあることから、珠流河国造に任命された氏族が物部氏に連なる

系譜を称していたことは確認できる。

- (21) 栗田寛『国造本紀考』（文久元年（一八六一）成立、鎌田純一校注『神道大系古典編8 先代旧事本紀』（神道大系編纂会、一九八〇年）所収）。
- (22) 村松喜許『遠州一統志』（天明二年（一七八二）成立）。内閣文庫所蔵（請求記号 一七三—〇〇六二）。
- (23) 現在の静岡県掛川市高御所曾我山を遺称地名とし、掛川市北部一帯に比定される。
- (24) 高嶋弘志「解題」（佐伯有清・高嶋弘志編『国造・県主関係史料集』前掲）。
- (25) 房総半島の諸国は『和名類聚抄』では安房国→上総国→下総国の順に並んでいるのに対し、『国造本紀』では須恵国造→馬来田国造→上海上国造→伊甚国造→武社国造→菊麻国造→阿波国造→印波国造→下海上国造の順（令制国で言えば上総国→安房国→下総国の順）に並んでおり、そこには養老二年（七一八）に安房国が分立する以前の国次が反映していると考えられる。拙稿「『国造本紀』研究の現状と課題」（前掲）参照。
- (26) 現在の佐賀県鹿島市・嬉野市・太良町（たらのまち）一帯に比定される。
- (27) 宣長は「下県郡久須郷」とするが、実際に久須郷が含まれるのは上県郡（現在の長崎県対馬市北部に比定される）である。
- (28) 拙稿「『粟鹿大明神元記』の写本系統」（『大神氏の研究』雄山閣、二〇一四年、初出二〇一二年）。
- (29) 同様に「笠臣国造」・「津島県直」も、本来は国造（県造）に任命された氏族の氏族を意味していたと見られる。このように、国造名の箇所に氏族が竄入したことの背景には、国造に任命された氏族は「クニの名（国造国名）+カバネ」の氏族を称する（「クニの名（国造国名）」はその国造に任命された氏族のウジナと一致する）という原則が存在したためと考えられる。拙稿「国造の氏族と「クニの名」（『日本古代の氏族と系譜伝承』前掲）参照。
- (30) 現在の茨城県日立市・高萩市・北茨城市一帯に比定される。
- (31) 栃木県那須郡・那須塩原市・大田原市一帯に比定される。
- (32) 現在の長野県上田市・東御市（とうのみ）・小諸市・小諸郡一帯に比定される。

（文部科学省教科書調査官）
（成城大学民俗学研究所研究員）